



埼玉県中東情勢に伴う 価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業） 補助事業の手引き（第1期分）

—令和8年9月11日版—

■ 公募期間

第1回 令和8年 9月25日（金）から令和8年11月6日（金）まで

第2回 令和8年12月21日（月）から令和9年2月5日（金）まで（予定）

※ 受付期間内に必要書類を添え、申請システムから申請してください。

申請システム 埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業
（中小企業） - 電子申請システム

■ ホームページ

<https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

※ 各様式は、ホームページからダウンロードしてください。

■ 問い合わせ先（令和8年9月15日（火）から）

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業） 事務局

T E L : 050-1752-8336

※ 平日午前9時から午後5時（年末年始を除く）

第2期の募集については、要件等が変わることがありますので、後日、公開する第2期分の申請の手引きをご覧ください。

【申請の前に必ずお読みください】

- 価格高騰・供給不足緊急支援補助金のうち、石油等由来製品に係る補助と石油等由来製品の代替品に係る補助は併給申請が可能です。ただし、他の補助金で支給対象となった費用については支給対象外とします。
- 他の補助金や支援金との併用申請は可能ですが、同一の費用について申請し、両方採択された場合は、どちらか一方を取り下げていただく必要があります。
- 申請締切時点で必須の申請書類が提出されていない場合は、一切申請を受け付けません。（白紙の実施計画書等が提出された場合も申請を受け付けません）
- 申請書類に記載漏れ等の不備があった場合、審査を進めることができません。事務局の指示により、指定した期日までに必要な修正や書類の追加提出を行ってください。
- 指定期日内に修正・書類の追加提出等がない場合は、申請を辞退したものとみなします。
- 加点項目に係る書類の追加提出は認めません。申請締切までに提出したものののみ受け付けます。
- 代替品対応設備投資支援補助金の補助対象となる事業は、交付決定日以降に着手（発注・契約・申込・支払等）し、事業期間内に納品及び支払いが完了した事業です。交付決定日より前に着手した事業は、いかなる補助理由があっても補助金の交付対象となりません。
- 補助事業者には、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力していただきます。
※ 本事業により取得した個人情報を含む申請情報は、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集作成のため、第三者に提供する可能性があります。
- 審査経過や審査結果の内容に関するお問い合わせには応じかねます。
- 本補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施するものです。このため会計検査院による会計検査の対象となる場合があります。

補助金の不正受給は絶対に 行わないでください。

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。
- この場合、受け取った補助金は返還していただきます。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の拘禁刑）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓ 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整を行うなど、対象月の売上減少を多く見せかける。
 - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
 - ✓ 実際には購入していないのに購入したように見せかける。
 - ✓ 仕入額や仕入量について実態より多く見せかける。
 - ✓ すでに導入済みの設備について時期を偽り、交付決定後に導入したように見せかける。

目次

I	事業概要.....	3
1	事業目的.....	3
2	補助対象製品、補助対象経費、補助率・補助額.....	3
3	補助対象者	7
4	公募期間.....	8
5	事業実施期間（代替品対応設備投資支援補助金のみ）	8
II	申請手続き	11
1	申請方法.....	11
2	手続きの流れ.....	14
III	実績報告・支払い	15
1	実績報告書の提出申請方法（代替品対応設備投資支援補助金のみ）	15
2	現地確認（代替品対応設備投資支援補助金のみ）	16
3	補助金の支払い等	16
IV	事業計画の変更・補助事業の廃止.....	19
1	事業計画の変更（代替品対応設備投資支援補助金のみ）	19
2	補助事業の廃止	19
V	その他.....	20
1	補助事業の実施に係る留意事項.....	20
	別表	21

※ 補助金申請に際しては「埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金交付要綱」及び「埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金交付要領」をご確認ください。

※ 本補助金の運用にあたり、事務局へお問い合わせのあった重要事項等はQ&Aにより、随時、情報を更新していく予定ですので、併せてご覧ください。

【ホームページ】

<https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

I 事業概要

1 事業目的

中東情勢に伴う石油等由来製品*1の急激な価格高騰や供給不足により、価格転嫁を図れずに利益率が減少している県内中小企業を対象に、石油等由来製品の仕入れ価格上昇分又はその代替品に対する仕入れ価格差及び設備投資経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

*1 石油等由来製品とは、石油や天然ガス由来の原料を素に生産される製品とします。

2 補助対象製品、補助対象経費、補助率・補助額

(1) 価格高騰・供給不足緊急支援補助金

ア 石油等由来製品

(ア) 項目等

項目	詳細
補助対象製品	① 以下「石油等由来製品カテゴリリスト」に掲げる品目 (令和8年2月と同年7月を比較し、価格上昇率が50%以上となっている品目)
	② 上記カテゴリリスト掲載以外の品目で、令和8年3月以降に仕入れたもののうち、同年2月(*1)と比べ50%以上仕入れ価格(*2)が上昇しているもの (仕入れ価格(*2)の上昇が確認できることが条件) *1 令和8年2月に仕入実績がない場合はその直近の仕入月とする。 *2 価格とは仕入れた品目の単価とする。
補助対象経費	補助対象製品(令和8年3月以降に仕入れたもの)の仕入額上昇分 ※ 仕入額上昇分とは次のとおりとする。 仕入額上昇分＝令和8年3月以降の仕入の単価－令和8年2月の仕入の単価)×令和8年3月以降の仕入れの数量 ※ 補助対象製品であれば複数の品目での申請もできるものとする。また複数月にわたって仕入れた場合も申請できるものとする。)
補助率・補助額	・補助率：2分の1 ・補助額：上限100万円、下限 15万円 ※ 上限内でア①、ア②、「イ 石油等由来製品の代替品」と併給可 ※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(イ) カテゴリリスト

品目
メタノール

(ウ)申請例

a カテゴリリスト対象品目（メタノール）

- ・カテゴリリスト掲載対象品目なので、仕入単価の変動に関係なく補助対象（該当）となる。
- ・4月15日仕入分の仕入額上昇分は2月10日仕入分との差額540円/ℓに150ℓを掛けた81,000円となる。

仕入日	単価（円/ℓ）A	2月単価との増加比（%）	数量（ℓ）B	価格（円） $A \times B$	仕入額上昇分（円） $C=(A-2月単価800) \times B$	該当・非該当
2/10	800	100.0	150	120,000	—	—
3/13	820	103.0	150	82,000	3,000	該当
4/15	1,340	168.3	150	201,000	81,000	該当
5/16	1,600	200.8	150	240,000	120,000	該当
6/17	1,500	188.6	140	210,000	98,000	該当
7/13	1,360	170.0	150	204,000	84,000	該当
8/17	1,160	145.0	150	174,000	54,000	該当
補助対象額(a)					440,000	
補助額（ $a \times 1/2$ ）千円未満端数切捨て					220,000	

b カテゴリリスト対象外品目（例：ナフサ）

- ・カテゴリリスト掲載対象外品目なので、3月以降の仕入単価について2月との差が150%以上のものが該当となる。
- ・4月15日仕入分の仕入額上昇分は2月10日仕入分との差額54円/ℓに2,000ℓを掛けた108,000円となる。

仕入日	単価（円/ℓ）A	2月単価との増加比（%）	数量（ℓ）B	価格（円） $A \times B$	仕入額上昇分（円） $C=(A-2月単価65円) \times B$	該当・非該当
2/10	65	100.0	2,000	130,000	—	—
3/13	66	101.4	2,000	132,000	2,000	非該当
4/15	119	183.2	2,000	238,000	108,000	該当
5/16	119	183.2	2,100	249,900	113,400	該当
6/17	119	183.2	2,200	261,800	118,800	該当
7/13	96	148.4	2,000	204,000	62,000	非該当
8/17	96	148.4	2,100	201,600	65,100	非該当
補助対象額(a)					340,200	
補助額（ $a \times 1/2$ ）千円未満端数切捨て					170,000	

イ 石油等由来製品の代替品
(ア) 項目等

項目	詳細
補助対象製品	石油等由来製品の代替品で、令和8年2月(*1)時点の代替前製品の価格(*2)と比べ、同年3月以降の代替品仕入れ価格(*2)が50%以上高いことが確認できるもの(例:プラスチック製包材→バイオプラスチック製包材) *1 令和8年2月に仕入実績がない場合はその直近の仕入月とする。 *2 価格とは仕入れた品目の単価とする。
補助対象経費	代替前製品の価格と代替品(令和8年3月以降に仕入れたもの)の価格差 ※ 価格差とは次のとおりとする。 価格差=(令和8年3月以降の代替品に関する仕入の単価ー令和8年2月の代替前製品に関する仕入の単価)×令和8年3月以降の代替品の仕入れの数量 ※ 補助対象製品であれば複数の品目での申請もできるものとする。また複数月にわたって仕入れた場合も申請できるものとする。
補助率・補助額	・補助率：2分の1 ・補助額：上限100万円、下限 15万円 ※ 上限内で「ア 石油等由来製品」と併給可 ※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (イ) 申請例（プラスチックから6月からバイオプラスチックに代替した場合）
- ・3月以降の仕入単価について2月との差が150%以上のものが該当となる。
 - ・6月15日仕入分の価格差は2月10日仕入分との差額60円/kgに2,000kgを掛けた120,000円となる。

仕入日	品目	単価(円/kg) A	2月単価との増加比 (%)	数量(円/kg) B	価格(円) A×B	価格差(円) C=(A-2月単価100)×B	該当・非該当
2/10	プラスチック	100	100.0	2,000	200,000	—	—
3/12	プラスチック	110	110.0	2,000	220,000	20,000	非該当
6/15	バイオプラスチック	160	160.0	2,000	320,000	120,000	該当
7/16	バイオプラスチック	170	170.0	2,000	340,000	140,000	該当
8/17	バイオプラスチック	165	165.0	2,200	363,000	143,000	該当
補助対象額(a)						403,000	
補助額 (a×1/2) 千円未満端数切捨て						201,000	

(2) 代替品対応設備投資支援補助金

県が派遣する専門家（中小企業診断士）又は認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の助言を受けた中小企業者等を対象に、専門家等が作成する「支援カルテ」に基づき、既存の機器の更新（＊）を行う際にかかる経費の一部を補助します。

＊ 既存の機器を石油等由来製品を代替品に切り替えるため、新しいものに取り換えることを指す。

項目	詳細
補助対象製品	石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備
補助対象経費	1 上記設備の購入及び更新する機器（中古品の購入、リース等の利用料を含む） 2 上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とする
補助率・補助額	・補助率：4分の3 ・補助額：上限1,125万円、下限15万円 ※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
専門家派遣	既存の機器を石油等由来製品を代替品への切り替えの必要性などに関して、知識・経験などを持つ中小企業診断士を専門家として中小企業者等に派遣し、現地調査や現状分析を行った上で、支援カルテの作成を行います。 ※ 専門家派遣申請に際しての詳細は「埼玉県中小企業省力化支援事業 専門家派遣実施要領」（以下、「実施要領」という。）をご参照ください。 1 費用（回数） 無料（2回まで） 2 対象件数 20件 3 選定方法 先着順

※ 専門家派遣のみの申請はできません。補助金申請の際は、専門家又は認定支援機関の助言を受け、その専門家等が作成する「支援カルテ」に基づく申請が必要です。

※ 「支援カルテ」は専門家等が設備導入の必要性等を記載するもの（指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です。）で、補助金の申請者は、この支援カルテを踏まえた上で、申請書類を作成し、補助金の申請を行います。

※ 認定支援機関については、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士等が国から認定されています。中小企業庁のホームページから認定支援機関の検索が可能です。（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

※ 補助金申請に際しての詳細は「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）、「埼玉県中小企業省力化支援事業補助金交付要領」（以下、「要領」という。）をご参照ください。

3 補助対象者

(1) 埼玉県内に登記簿上の本店を有する（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地）中小企業者等。 ※ 「中小企業者等」の定義はP.9を参照してください。 ※ 次の場合は同一事業者とみなし、いずれか1者の申請以外は認められません。 ・個人事業主と法人の代表者が同一の場合 ・代表者及び住所が同一の法人 ※ 代替品対応設備投資支援補助金については、専門家派遣申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
(2) 中東情勢に伴う石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足により、価格転嫁を図れず、次のいずれかに該当している者 ア 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 イ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 ※令和8年3月から申請月までのうちいずれかの月を「最近1か月」とする。
(3) 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
(4) 次のいずれかに該当しないこと。 ア 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号、以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。） ウ 暴力団関係者（条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。） エ 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの オ その他知事が適当でないと認めた者
(5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 埼玉県に対する債務及び県税において滞納がある場合。 イ 要綱第5条第4項における別紙1及び別紙2の誓約事項を誓約しない場合。 ウ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。 エ 補助を受けようとする費用について、国、県、市町村又はこれに準ずる公的機関から補助金の交付決定を受けている（本補助金の交付申請後に他の補助金の交付決定を受けた場合は、速やかに第5条に基づく申請の取り下げを行うこと）場合。 オ 同一事業者が複数の申請を行う場合。この場合、いずれか1つの申請以外は認めないものとする。なお、以下のいずれかに該当する者は、同一事業者とみなす。 カ 個人事業主と法人の代表者が同一である場合 キ 代表者及び住所が同一の法人の場合 ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合。 ケ 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に補助対象事業に係る業務等を依頼する場合又は依頼した場合。 コ 公序良俗に反する事業又は公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業である場合。 サ その他制度趣旨、本交付要領にそぐわない事業である場合。

【補助金の交付対象外となる場合】

- 補助金の交付対象としない者は次のとおりです。
 - ・ 本手引きの中小企業者等に記載のない法人
 - ・ 第1次産業（農林水産業）に従事する者
注 農林部生産振興課で実施する中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（農林水産業）補助金の活用を御検討ください。
 - ・ 法人設立後（個人事業主は開業後）最初に到来する決算日を迎えていない事業者
- 補助金の交付対象としない事業は次のとおりです。
 - ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業。
 - ・ 交付決定以前に着手（発注・契約・申込・支払等）した事業（代替品対応設備投資支援補助金のみ）
 - ・ 直接間接を問わず、国等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているもの。（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬等）
 - ・ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと県及び事務局が判断するもの。
- ※ 補助を受けようとする費用について、本補助金の交付申請後に他の補助金の交付決定を受けた場合は、いずれかの交付申請の取り下げを行うこと
- ※ 上記にない事項であっても、今後、補助制度の運用にあたり県が適切ではないと判断するものについては、新たに補助金の交付対象外としてお知らせする場合がありますので、申請にあたっては、次のホームページにて最新情報をご確認願います。

<https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

【補助金交付後における協力】

補助事業者は、補助事業に係る調査や、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力することとします。

※ 本事業により取得した個人情報を含む申請情報は、補助事業に係る調査、事業の成果発表や事例集作成のため、第三者に提供する可能性があります。

4 公募期間

第1期 令和8年 9月25日(金) から令和8年11月6日(金) 午後4時まで

第2期 令和8年12月21日(月) から令和9年 2月5日(金) 午後4時まで(予定)

※ 公募締切までに提出された申請は全て審査を行います(先着順ではありません)

5 事業実施期間（代替品対応設備投資支援補助金のみ）

交付決定日から令和9年2月28日(日)

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和9年2月28日(日)）までに「納品・工事完了等」及び「支払い」を完了したものが対象経費となります。

○ 事業着手日

補助金の交付決定後に、着手（契約、発注を含む）したものに限りします。

交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりません。

○ 支払完了日

令和9年2月28日(日) までに支払が完了するものが対象経費となります。

補助事業実施期間内に「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了しなかった場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりません。

【中小企業者等の定義】

本事業における「中小企業者等」は下記(1)～(3)のいずれかに該当する事業者をいいます。ただし、(4)「みなし大企業」に該当する場合は補助対象となりません。

(1) 資本金又は従業員数（常勤）が以下の数字以下となる会社又は個人

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※ 資本金は資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条（昭和22年法律第49号）の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

(2) 組合等

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項第6号から第8号に規定するものであり、下記にある組合等に該当する法人。

ア 企業組合

イ 協業組合

ウ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

エ 商工組合、商工組合連合会

オ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会

カ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

キ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ク 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

・酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

ケ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

コ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ (1)に該当する会社又は個人
- ・ 企業組合、協業組合

(3) 前号以外の法人 次のいずれかに当てはまる者

ア 一般社団法人であって中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であるものに限る。）

イ 医業を主たる事業とする法人

ウ 歯科医業を主たる事業とする法人

エ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第22条に規定する社会福祉法人

オ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を大企業とみなします。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに①の表の数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

Ⅱ 申請手続き

1 申請方法

(1) 申請方法

本補助金は、オンラインでのみ申請を受け付けます。

公募期間内に下記webページ（以下、「申請システム」とします）から申請してください。

【URL】 <https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

(2) 提出書類

申請の際は、下記の書類を提出してください。なお、添付する書類のファイル名は様式ごとに下記表のとおりとしてください。

ア 価格高騰・供給不足緊急支援補助金

	提出書類	提出時のファイル名	提出
①	交付申請書(様式第1号)	※ 申請システムで提出	—
②	価格高騰・供給不足緊急支援補助金申請内訳書(様式第9号の1)	申請内訳書(事業者名)	必須
③	暴力団排除に関する誓約書	※ 申請システムのチェック欄に直接チェック	必須
④	申請に関する誓約書		必須
⑤	月次試算表(貸借対照表と損益計算書)又はそれに類するもの ※ 令和8年3月から申請月までのうち、次の点を満たすいずれか1か月分とその前年同月分を提出してください。 ・いずれも月単位の売上や利益等が分かるもの ・売上高総利益率(粗利益率)又は売上高営業利益率が前年同月と比べて5%以上減少していることが分かるもの	月次試算表(事業者名)	必須
⑥	事業実態確認書類		必須
	【法人の場合】	—	
	法人税確定申告書の別表一の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書の写し 直近1期分 ※ 製造原価報告書がない場合はその旨記載してください。	決算書類(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【個人の場合】	—	
	住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)	住民票(事業者名)	
	所得税確定申告書の第一表の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	所得税青色申告決算書の写し(両面) 直近1期分 ※ 白色申告書の場合:月間売上がわかる売上台帳、帳面 その他の確定申告の基礎となる書類	決算書(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【組合の場合】	—	
	組合員名簿	組合員名簿(事業者名)	
	事業及び経費の分担内訳	分担内訳(事業者名)	
	構成員への成果普及体制を明記した書類	成果普及体制(事業者名)	

	【法人の場合】に準じた売上等が確認できる書類	売上等確認書類(事業者名)	
	【特定非営利活動法人(NPO法人)の場合】	—	
	法人税確定申告書の別表一の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	必須
	貸借対照表、活動計算書 直近1期分	決算書類(事業者名)	
	受信通知(e-Tax で申告している場合) 直近1期分	受信通知(事業者名)	
	定款の写し	定款(事業者名)	
	役員名簿	役員名簿(事業者名)	
⑦	納品書の写し等申請する対象品目の仕入額や数量が分かるもの (次のいずれも必要) ・令和8年2月28日直近のもの ・令和8年3月以降のもので本補助金で申請するもの	納品書等(事業者名)	必須
⑧	成分表示の写し等申請する対象品目の成分が分かるもの ・石油等由来製品代替品で申請する場合は代替前の品目と代替後の品目それぞれ必要 ・仕入れたものが明らかに石油や天然ガスに由来するもので納品書に明記されている場合は提出不要 (例)メタノール、ナフサ、ブタン、ブチレン、ブタジエン、アクリロニトリル、ポリスチレン、エチレン、ポリエチレン、塩化ビニル、ポリカーボネート、トルエン、シンナーなど	成分表示等(事業者名)	必須
⑨	仕入れ業者への支払いを証する書類の写し (例)・ATMで振込を行った際に発行される伝票 ・インターネットバンキング、キャッシュレス決済等の振込・支払い完了画面(又は振込履歴)を印刷したもの ・通帳の写し ・領収書 ・クレジットカードの支払明細 等	支払いの証明(事業者名)	必須
⑩	納税証明書類 (いずれか1つ) ア 県税の納税証明書(県税全般に滞納額がないことの証明) イ 納税状況等確認システムによる納税情報の確認同意書	納税証明書類(事業者名)	必須
⑪	(本補助金で申請している費用について国や他自治体から交付を受けている場合) ア 交付決定通知書 イ 申請書(該当部分をマーキングすること)	他補助金の申請書類(事業者名)	任意

※ 申請内容の確認のため、追加の書類提出を求めることがあります。

イ 代替品対応設備投資支援補助金

	提出書類	提出時のファイル名	提出
①	交付申請書(様式第1号)	※ 申請システムで提出	—
②	【新規導入】実施計画書(様式第9号の2)	実施計画書(事業者名)	必須
③	【設備更新】実施計画書(様式第9号の3)		
④	暴力団排除に関する誓約書	※ 申請システムのチェック欄に直接チェック	必須
⑤	申請に関する誓約書		必須
⑥	月次試算表(貸借対照表と損益計算書)又はそれに類するもの ※ 令和8年3月から申請月までのうち、次の点を満たすいずれか1か月分とその前年同月分を提出してください。	月次試算表(事業者名)	必須

	・いずれも月単位の売上や利益等が分かるもの ・売上高総利益率(粗利益率)又は売上高営業利益率が前年同月と比べて5%以上減少していることが分かるもの		
⑦	事業実態確認書類		必須
	【法人の場合】	—	
	法人税確定申告書の別表一の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書の写し 直近1期分 ※ 製造原価報告書がない場合はその旨記載してください。	決算書類(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【個人の場合】	—	
	住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)	住民票(事業者名)	
	所得税確定申告書の第一表の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	所得税青色申告決算書の写し(両面) 直近1期分 ※ 白色申告書の場合:月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類	決算書(事業者名)	
	受信通知(e-Taxで申告している場合)	受信通知(事業者名)	
	【組合の場合】	—	
	組合員名簿	組合員名簿(事業者名)	
	事業及び経費の分担内訳	分担内訳(事業者名)	
	構成員への成果普及体制を明記した書類	成果普及体制(事業者名)	
	【法人の場合】に準じた売上等が確認できる書類	売上等確認書類(事業者名)	
	【特定非営利活動法人(NPO法人)の場合】	—	
	法人税確定申告書の別表一の写し(1枚) 直近1期分	確定申告書(事業者名)	
	貸借対照表、活動計算書 直近1期分	決算書類(事業者名)	
	受信通知(e-Tax で申告している場合) 直近1期分	受信通知(事業者名)	
	定款の写し	定款(事業者名)	
	役員名簿	役員名簿(事業者名)	
⑧	補助対象経費積算書類 ※ 補助対象事業の見積額がわかる書類(見積書等) (対象経費の内訳が分かるものを提出して下さい。)	見積書等(事業者名)	必須
⑨	導入製品が特定できる書類 ※ 補助対象となる機器が確認できる書類(カタログ等)	カタログ等(事業者名)	必須
⑩	支援カルテの写し ※ 県が派遣する専門家または認定支援機関が作成したものの写し	支援カルテ(事業者名)	必須
⑪	本補助事業で更新の対象とする機器(既存設備)の写真 ※ 設備更新の場合に限る	既存設備(事業者名)	必須
⑫	納税証明書類 (いずれか1つ) ア 県税の納税証明書(県税全般に滞納額がないことの証明) イ 納税状況等確認システムによる納税情報の確認同意書	納税証明書類(事業者名)	必須

⑬	事業継続力強化計画認定書の写し (計画期間が記載された当該計画の写しを含む。) ※ 申請日時点において計画期間内であること	BCP計画認定書(事業者名)	任意
⑭	連携事業継続力強化計画認定書の写し (計画期間が記載された当該計画の写しを含む。) ※ 申請日時点において計画期間内であること	連携BCP認定書(事業者名)	任意
⑮	経営革新計画承認書の写し ※ 申請日時点において計画期間内であること	経営革新計画承認書(事業者名)	任意

※ 申請内容の確認のため、追加の書類提出を求めることがあります。

2 手続きの流れ

(1) 受付期間

第1期 令和8年9月25日(金) から令和8年11月6日(金) 午後4時まで

第2期 令和8年12月21日(月) から令和9年2月5日(金) 午後4時まで(予定)

※ 郵送・電子メール・ファクシミリ・持参での申請は受け付けません。

※ 公募締切までに提出された申請はすべて審査を行います(先着順ではありません)。

※ 第2期の申請要件等は第1期と異なることがあります。

(2) 審査

審査を行い、その結果は第1期受付分は令和8年12月中旬頃、第2期受付分は令和9年3月中旬頃に通知します。なお、審査における加点項目及び主な審査の視点については別表(P.21)のとおりとします。

(3) 交付決定等

① 交付の決定

- ・ 審査結果に基づき、予算の範囲内において交付を決定します。本補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を電子メールで送付します。
- ・ 審査の結果、交付決定額を申請額から減額して決定する場合があります。交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、最終的な交付額は、事業完了後の実績報告に基づき確定します。
- ・ 代替品対応設備投資支援補助金について、本補助金の交付決定を受けた後に、補助を受けようとする経費について、国、県、市、町、村またはこれに準ずる公的機関が実施する補助金を申請することは認めません。

② 申請の取下げ

補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに「補助金申請取下書(様式第10号)」により知事に提出しなければなりません

③ 不交付の決定

審査の結果、申請が予算枠を超過し不採択となったなどの理由で、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

(4) 補助事業の期間(代替品対応設備投資支援補助金のみ)

交付決定の日から令和9年2月28日(日)

(5) 専門家派遣(代替品対応設備投資支援補助金のみ)

受付期間内に申請システムの専用フォームから申請してください。

【URL】 <https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

※ 専門家が対象事業者へ伺う際、又は事前に直近の決算書類や確定申告書の写し、会社案内等を確認させていただきますので御了承ください。

※ 派遣回数は2回まで無料です。専門家派遣終了後、専門家から助言内容を記載した「支援カルテ」をお渡しします。「支援カルテ」は補助金を申請する際に必要となります。

※ 専門家派遣実施後、「専門家派遣支援報告書」(専門家派遣実施要領 様式第4号)を

提出していただきます。

※ 対象事業者は、先着順で決定します。なお、決定の連絡は、原則メールでご連絡します。

※ 訪問日の日程調整をした上で、専門家が実際に事業所等に伺います。

① 受付期間

第1期 令和8年9月25日(金)～令和8年10月23日(金)

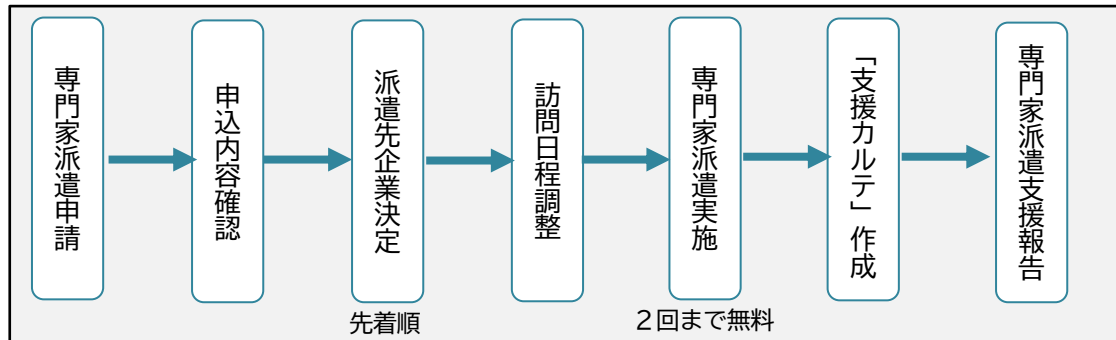
第2期 令和8年12月14日(月)～令和9年1月22日(金)

② 派遣期間

第1期 令和8年10月2日(金)～令和8年10月30日(金)

第2期 令和8年12月21日(月)～令和9年1月29日(金)

【専門家派遣の流れ】



Ⅲ 実績報告・支払い

1 実績報告書類の提出（代替品対応設備投資支援補助金のみ）

(1) 提出期限

補助事業（発注又は契約、取得、支払い等）が全て完了した日から30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日まで

(2) 提出書類

申請時と同様に、申請システムにより下記の書類を提出してください。添付する書類のファイル名は様式ごとに下記表のとおりとしてください。

なお、補助事業にかかった費用が申請時よりも減額した場合は、減額後の金額で実績報告書を作成し、提出してください。

	提出書類	提出時のファイル名
①	実績報告書(様式第6号)	実績報告書(事業者名)
②	【新規導入】補助事業結果報告書(様式第12号) 【設備更新】補助事業結果報告書(様式第12号の2)	※実績報告書と実施結果報告書は 同じファイルです。
③	経費書類 ・発注書、納品書、請求書の写し ・支払いを証する書類の写し (例) 金融機関の取扱日付・領収印のある振込票の控え、ATMで振込を行った際に発行される伝票 インターネットバンキング等の振込完了画面(又は振込履歴)を印刷したものや通帳の写し ※ 振込先、取引日時・内容等が確認できるもの ※ 原則として、金融機関への振込により支払いを行ってください。 現金による支払いは認めません。	発注書(事業者名) 納品書(事業者名) 請求書(事業者名) 支払いを証する書類(事業者名)

	※ クレジットカード払いの場合は、上記のほかにクレジットカードの支払明細を提出してください。なお、クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限ります(分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。) ※ 支払いにあたっては、混合払い(同一の会社に対して一度に複数の事項の支払いを合算して行うこと)は避け、補助事業に関する支払いを単独で行ってください。	
④	補助事業の実施がわかるもの (例) 導入した機器等が確認できるもの(導入前・後の写真等)	補助事業の実施がわかる書類(事業者名)

2 現地確認(代替品対応設備投資支援補助金)

知事が必要と認める場合、事業終了後、計画どおりに事業が実施されたか確認するため、実績報告書の提出前後に事務局による現地確認を受けていただきます。

3 補助金の支払い等

(1) 支払い等の手続きについて

ア 価格高騰・供給不足緊急支援補助金

上記Ⅱ 2 (3) の交付の決定通知を受け取った後、下記(2)の提出書類を事務局に提出ください。

イ 代替品対応設備投資支援補助金

(ア) 補助金額の確定

検査後、補助金額を確定し、確定通知書(様式第7号)により通知します。

申請者は、確定通知書受領後、補助金交付請求書等を申請システムにより提出してください。

(イ) 補助事業成果等の報告

補助金を受領した事業者は、補助事業の完了の日から1年経過後、直近の確定した決算書(個人事業主の場合は、直近の提出済確定申告書)とともに、補助事業成果等報告書(様式第13号)を提出いただきます。

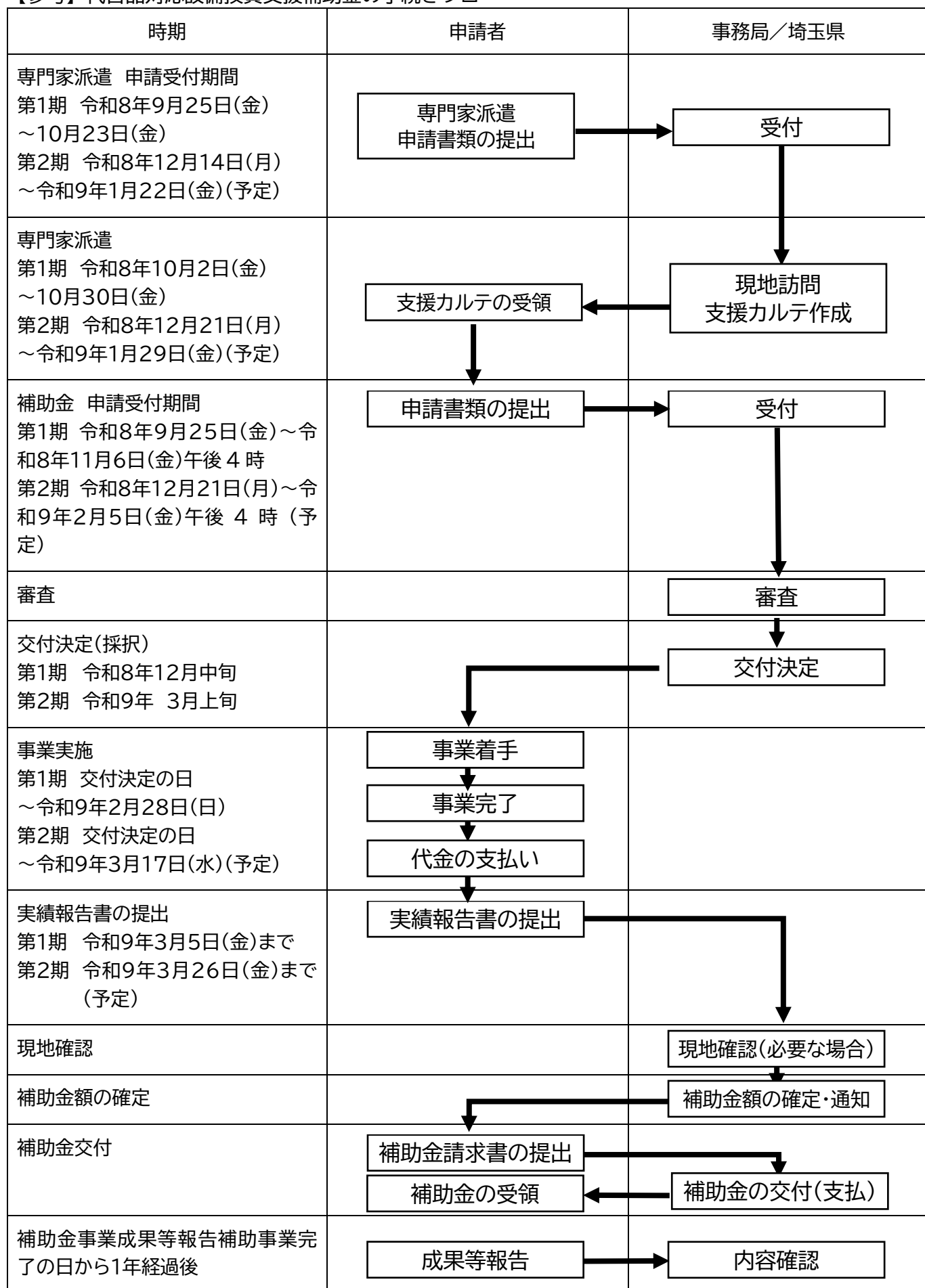
(2) 提出書類

	提出書類	提出時のファイル名
①	補助金交付請求書(様式第8号)	補助金交付請求書(事業者名)
②	県から補助金の支払い(振込み)を受ける金融機関の通帳 ※ 金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号、口座名義人(カタカナの名義含む)が確認できる、通帳の表紙を1枚めくった見開きのページや、インターネットバンキングの画面キャプチャ。 ※ 交付決定を受けた補助事業者(法人又は個人事業主)の名義に限ります。	振込口座通帳の写し(事業者名)

【参考】価格高騰・供給不足緊急支援補助金の手続きフロー

時期	申請者	事務局／埼玉県
補助金 申請受付期間 第1期 令和8年9月25日(金) ～令和8年11月6日(金)午後 4 時 第2期 令和8年12月21日(月) ～令和9年2月5日(金)午後 4 時（予定）	申請書類の提出	受付
審査		審査
交付決定(採択) 第1期 令和8年12月中旬 第2期 令和9年3月中旬		交付決定
補助金交付	補助金請求書の提出 補助金の受領	補助金の交付(支払)

【参考】代替品対応設備投資支援補助金の手続きフロー



※ 実績報告書の提出と現地確認の実施は前後する場合があります。

IV 事業計画の変更・補助事業の廃止

1 事業計画の変更（代替品対応設備投資支援補助金のみ）

補助事業の事業計画を変更する場合（軽微な変更（*）を除く）には、「計画変更承認申請書（様式第3号）」を県へ提出し、変更承認を受けなければなりません。

なお、事業計画の変更により対象経費に変更が生じた場合、交付決定額も変更されます。ただし、交付決定額が増額されることはありません。

また、内容によっては、計画の変更が認められない場合があります。

変更がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。

【変更申請が必要な場合の例】

- ・ 導入する機器の型番やメーカーを変更する場合
- ・ 導入する機器の台数を変更する場合
- ・ 事業実施に要する経費の1／2の額（千円未満切り捨て）が交付決定額から20%を超える減額となる場合

* 軽微な変更とは、補助金交付決定額の減額のうち、不用となる額が20%以内のものをいいます。

2 補助事業の廃止

補助事業者において、諸事情により補助事業の全部を実施しなくなった場合には、「補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）」を県へ提出してください。

廃止の承認をした事業については、補助金の支払いは行いませんので、ご注意ください。

V その他

1 補助事業の実施に係る留意事項

交付決定を受けても、補助事業者が不正の手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付に附する以下の条件や制限等に違反した場合には交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

(1) 価格高騰・供給不足緊急支援補助金、代替品対応設備投資支援補助金共通

ア 事業実施における義務事項

- (ア) 補助事業に係る調査への協力（知事が必要と認める場合）
- (イ) 事業の成果発表や事例集掲載等への協力

イ 経理における義務事項

- (ア) 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- (イ) 補助対象経費の支出は、原則として金融機関への振込とする。

ウ その他注意事項

補助金の経理処理は通常の商取引や商慣習と異なる場合があるため、ご注意ください。

(2) 代替品対応設備投資支援補助金

ア 経理における義務事項

- (ア) 補助金流用の禁止

イ 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- (ア) 実績報告書
- (イ) 計画変更承認申請書（補助事業の計画を変更する場合）
- (ウ) 補助事業中止（廃止）承認申請書（補助事業を中止又は廃止する場合）

(3) その他注意事項

代替品対応設備投資支援補助金については、補助事業終了後の確定検査を経ないと補助金は交付できません。補助事業期間中は、自己資金で事業を遂行してください。

別表

審査	代替品対応設備投資支援補助金については、以下の認定等を受けている場合、審査において加点を行います。 ① 経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」有効な期間の計画の認定を受けている。 ② 埼玉県から「経営革新計画」の承認を受け、計画期間中である。 ※ 認定等を受けている場合は、認定書等の写しを提出してください。
	審査における主な審査の視点については、以下のとおり。 1 価格高騰・供給不足緊急支援補助金 (1) 最近1か月の利益率の変動 (2) 補助対象品目の価格差（代替品の場合は代替品との価格差） 2 代替品対応設備投資支援補助金 (1) 最近1か月の利益率の変動 (2) 自社の状態が客観的に示されているか。また、計画している事業の内容は明確か。 (3) 事業の取組により、課題の解消等が期待できるか。 (4) 資金計画は財務内容に照らして実行可能か。など

■ 問い合わせ先（令和8年9月15日（火）から）

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（中小企業）補助金
コールセンター

電話：050-1752-8336

※ 平日午前9時から午後5時（年末年始を除く）